

2020 年度助成事業 第 I 期募集！！

愛知大学教育研究支援財団は、愛知大学における学術研究及び教育活動を支援し、もって広く学術の発展と教育の充実、不特定多数の利益の増進に寄与するための助成事業を実施いたします。

また、学生が自主性・主体性をもって海外研究実習やボランティア活動(国内含む)等に積極的に参画する場合の新たな助成事業を創設し、学生支援の充実を図ることとしております。

ひとりでも多くの研究者や学生、ひとつでも多くの事業に助成が活かされることを願って、愛知大学に関係する学術研究や教育活動に貢献する事業に幅広く応募の機会を開いています。

下記の事業の第 I 期募集を開始します。対象となる事業を計画されている方は、是非、ご活用いただきますようお願いいたします。

【 第 I 期募集事業 】

- 学術講演会等助成金「**知のミーティング助成金**」
- 後援会海外研究実習助成金
- 海外ボランティア等助成金
- キャリア教育事業助成金
- **海外研究実習・ボランティア活動等(特別枠)助成金(新設)**

※助成の対象要件等の詳細については、別添の「2020 年度助成事業募集要項(抜粋:1月募集用)」、または、財団ホームページでご確認ください。

【 募集期間 】

- 2020 年 1 月 6 日(月) ~ 2020 年 1 月 31 日(金)

これらの助成は、同窓会費・後援会費を貴重な原資の 1 つとしております。そうしたことを念頭に置いていただき、今後とも同窓会・後援会・財団活動に深いご理解とご支援をよろしく願います。(第 II 期募集は、7 月に予定しております)

財団コミュニケーションマーク



シンボルマークに込められた意味 ⇒

愛知大学の"A"を擬人化し、活力のある人をシンボル化。また、たまごの中に配置することで、人を育む温かいまなざしを表現しています。カラーは、支援する熱い血をあらわした愛知大学サポートレッド。「社会で生きる人を数多く育てていきたい」愛知大学教育研究支援財団の思いが込められたマークです。

公益財団法人愛知大学教育研究支援財団
2020年度助成事業募集要項（抜粋:1月募集用）

1. 助成の目的

愛知大学教育研究支援財団（以下「財団」と表記）は、愛知大学における学術研究及び教育活動を支援し、もって広く学術の発展と教育の充実、不特定多数の利益の増進に寄与するための助成事業を実施いたします。

2. 助成の対象

助成事業は、事業内容や実施計画が具体化されているものを対象とし、概要だけの申請は対象となりません。また、実質的に完了している事業についても対象となりません。

ひとりでも多くの研究者や学生、ひとつでも多くの事業に助成が活かされることを願って、愛知大学に關係する学術研究や教育活動に貢献する事業のすべてに幅広く応募の機会を開きます。

但し、愛知大学の管理運営事業、教職員・学生への福利厚生事業、同窓会や後援会の運営管理的な事業等に対する助成は、対象となりません。

また、助成の対象となる費用は、事業に直接必要な経費とし、申請者が所属する組織の間接経費・管理経費・共通経費（いわゆるオーバーヘッド）は対象となりませんので、ご注意ください。

助成の種類別の対象要件については、募集詳細でご確認ください。

なお、助成は、後援会費・同窓会費を原資の1つとしております。そのため、後援会費を支払っていない方は助成の資格を失う場合があります。また、同窓会費を支払われることを前提として助成を行いますので、助成申請をされる方は、そのことを念頭において申請を行っていただくこととなります。

3. 募集期間

2019年度助成事業の募集期間は以下の3パターンがありますが、助成の種類毎に違います。詳細は、助成種類別の募集詳細でご確認ください。

第Ⅰ期募集 2020年1月6日より2020年1月31日まで

第Ⅱ期募集 2020年7月1日より2020年7月31日まで

随時募集 毎月末まで。但し、締切日を指定する場合があります

※募集期間は、変更することがあります。

最新の情報は、財団 Web サイト(<http://www.aichi-u.ac.jp/aers/guide>)を参照ください。

4. 助成の内容

次の表に従って募集するのを原則としますが、特に募集数は、予算・状況に応じて変更することがあります。

奨学金給付事業(定款第4条第1号事業)			
1	一般給付奨学金	120,000 円	45 名程度
2	法科大学院特別奨学金	500,000 円	3 名程度
3	法科大学院入学時給付奨学金	500,000 円	3 名程度
4	入試前予約採用給付奨学金「知を愛する奨学金」	年額 500,000 円	5 名程度
5	後援会学業奨励金	200,000 円	22 名程度
6	後援会応急奨学金	申請した学期学費相当分	3 名程度
7	後援会私費外国人留学生給付奨学金	100,000 円	15 名程度
助成金交付事業(定款第4条第2号事業)			
8	学術講演会助成金「知のミーティング助成金」	上限 250,000 円	5 件程度
9	後援会海外研究実習助成金	20,000 円	125 名程度
10	教育活動助成金	ユニフォーム) 上限 300,000 円	75 件程度
		団体) 上限 160,000 円	
		個人) 上限 20,000 円	
11	法科大学院生模試受験料助成金	10,000 円	延 100 名程度
12	課外活動特別奨励金	1 名入部ごとに 100,000 円 (上限各部 300,000 円)	6 名分以内
13	学生教育活動顕彰(同窓会および後援会奨励賞)	上限 100,000 円	50 名程度
14	同窓会資格試験合格者奨励賞	30,000 円相当の記念品	制限なし
15	海外ボランティア等 助成金	海外ボランティア助成金	20,000 円
		緑の協力隊助成金	20,000 円
16	キャリア教育事業助成金	1,500,000 円	予算の範囲内
17	海外研究実習・ボランティア活動等(特別枠)助成金	20,000 円	100 名程度

5. 応募方法

(1) 募集要項・申請様式の入手

申請書は、財団 Web サイト(<http://www.aichi-u.ac.jp/aers/guide/guide-application>)からダウンロードしてください。

(2) 申請書の作成と提出

- ① ダウンロードした申請様式に必要な事項を記入して、押印したものを正本として財団事務局に郵送(含宅配便)若しくは持参し、副本としてファイルを財団あてメールにて送信して下さい。添付書類が指定されているものは、それらも添えて提出して下さい。
- ② 学生等において、愛知大学内での推薦或いは選任が必要な場合は、財団提出前に必要な手続きを経たうえで、財団に提出願います。

6. 選考と決定

(1) 選考手続き

助成事業は、財団内に設置した助成事業選考委員会(以下「選考委員会」という。)の審議・選考を経て決定します。随時申請の助成事業については、理事長と常務理事の審査により決定します。採択の結果の理由についての照会は、回答いたしかねますので、ご了承下さい。

(2) 選考方針

- ① 提出された申請書類に基づいて選考を行いますが、必要により追加資料の提出を求めたり、問い合わせを行うことがあります。また、選考委員会にお越しいただき説明をお願いする場合があります。
- ② 応募者多数の場合は、過去に当財団の助成を受けていない者、助成を受けていない事業を優先して選考し、同一申請の異なる助成種別での複数採択は行いません。
- ③ 選考に当たっては、以下諸点に着目し、幅広い学問分野、多様な事業から選考を行います。
 - 公益財団の公益認定要件と適合性
 - 学術的意義や社会的意義と期待効果
 - 新規性、独創性、展開の可能性
 - 計画の実行可能性
 - 財団助成の必要性や助成金の使途

7. 助成金の交付

助成決定各位には、助成金交付決定書をお渡しし、所定の時期に指定の銀行口座に助成金をお振込みいたします。但し、年度当初に開始の事業については、前年度中のお振込みはできませんので、ご了承ください。

なお、採択されなかった事業申請者には、採択されなかった旨の通知をいたします。

8. 助成金の交付取消及び返還

助成金の交付が決定していても、申請内容に大幅な変更が生じたり、虚偽の申請や報告をした場合、また必要書類が提出されなかった場合には、助成金の交付を取り消したり、交付した助成金の返還を求めることがあります。

9. 成果報告

助成の決定を受けて行った事業が終了した後、1ヶ月以内に事業結果及び助成金の使途について報告(書式自由)していただきます。

報告書は、当財団の助成事業の成果として一般に公開されます。

10. その他の事項

当財団の助成を受けて実施する事業の案内や告知、あるいは成果発表や成果刊行物の発行を行うときは、当財団から助成を受けていることを明記するとともに、できる限り財団ロゴマークを使用してください。

財団の英文表記は、「Aichi University Education Research Support Foundation」です。

11. 個人情報の取扱い

当財団がこの助成に関連して取得する個人情報は、応募受付から、選考、採否決定、助成金交付など助成選考に関する一連の業務に必要な範囲に限定して使用します。

当財団は、助成が決定した場合、助成対象者、助成金額等の決定内容に関する情報を一般公開します。また、当財団に提出される成果報告書等についても一般公開いたします。

12. 問い合わせ・応募先

公益財団法人 愛知大学教育研究支援財団 事務局
〒461-8641 愛知県名古屋市東区筒井二丁目 10-31
電話:(052)937-8156 FAX:(052)937-8157

<http://www.aichi-u.ac.jp/aers/>

E-Mail: kouyu@aichi-u.ac.jp

(場所は、愛知大学車道校舎13階 校友課内です。)

助成種類別の募集詳細

1. 一般給付奨学金
2. 法科大学院特別奨学金
3. 法科大学院入学時給付奨学金
4. 入試前予約採用給付奨学金「知を愛する奨学金」
5. 後援会学業奨励金
6. 後援会応急奨学金
7. 後援会私費外国人留学生給付奨学金
8. **学術講演会等助成金「知のミーティング助成金」**
9. **後援会海外研究実習助成金**
10. 教育活動助成金
11. 法科大学院生模試受験料助成金
12. 課外活動特別奨励金
13. 学生教育活動顕彰(同窓会および後援会奨励賞)
14. 同窓会資格試験合格者奨励賞
15. **海外ボランティア等助成金**
16. **キャリア教育事業助成金**
17. **海外研究実習・ボランティア等活動等(特別枠)助成金**

※最新の情報は、財団 Web サイトを参照してください。

【教育・学術研究活動助成事業】

8. 学術講演会等助成金「知のミーティング助成金」

(1) 概要

近隣の市町村と連携した一般市民向けに開催される講座開設や、学内の研究所、学会などが行う一般市民を対象とした公開講座や講演会およびその他学術面でのイベント・講演内容をまとめた書籍等発行に対して必要な経費を助成する。

(2) 給付金額： 250,000円以内

(3) 申請時期： 第Ⅰ期
第Ⅱ期

(4) 出願資格： 愛知大学の専任教員及び卒業した者

(5) 助成条件

- ① 財団を後援、もしくは協賛に加えること
- ② 講演名に出来る限り「知のミーティング」の名称を用いること

(6) 必要書類

- ① 学術講演会助成金申請書
- ② 事業計画書・収支予算書
- ③ 報告書・清算書(事業終了後1ヶ月以内)

(7) 決定方法

申請された書類をもとに、財団の選考委員会での審査を経て決定する。

9. 後援会海外研究実習助成金

(1) 概要

学生自身が海外を訪問し、社会の実情を多面的に研究する「海外フィールドワーク」や、海外の日系企業を訪問し、企業研修に従事する「海外インターンシップ」に助成する。

(2) 給付金額

- ① 海外フィールドワーク : 20,000円/人
- ② 海外インターンシップ : 20,000円/人

(3) 申請時期: 第Ⅰ期・第Ⅱ期

(4) 出願資格: 愛知大学の学生

(5) 必要書類

- ① 計画書: 当該海外研究実習を計画しあるいは推進する者が、事前かつ募集期間内に当該海外研究実習の計画書を財団に提出すること。
- ② 後援会海外研究実習助成金申請書: 実習に参加する学生が提出すること。
- ③ 結果報告書: 当該海外研究実習を計画しあるいは推進する者は、事業実施後に、結果報告書を提出し、計画通り実施されたこと及び参加した者を明らかにすること。

(6) 決定方法

実施前に実施時期や訪問場所、および参加予定人数等がわかる計画書を、計画を立てた者又は推進する者が財団に提出する。

財団は、提出された計画書をもとに選考委員会にて審査を行い、同委員会で計画が適当と認められる場合、実施前に学生は後援会海外研究実習助成金申請書を提出する。決定後の人数の増加は、原則認められない。

研究実習終了後、結果報告書と学生自身の参加実績(計画が予定通り実施されたこと及び本人がそれに参加したことがわかる書類)の提出をもって決定とする。

15. 海外ボランティア等助成金

I 海外ボランティア助成金

(1) 概要

財団が認める海外ボランティア事業に参加する愛知大学の学生に対し、必要な経費の一部を助成する。

(2) 助成金額： 20,000円/人

(3) 申請時期： 第Ⅰ期
第Ⅱ期

(4) 決定方法：

予め、助成事業選考委員会で認められた海外ボランティア事業に参加する前に申請し、結果の実績報告をもって決定とする。

II 緑の協力隊助成金

(1) 概要

8月初旬頃に開催される緑の協力隊「ポプラの森」の派遣事業に参加する愛知大学の学生に対し、必要な経費の一部を助成する。

(2) 助成金額： 20,000円/人

(3) 申請時期： 第Ⅱ期

(4) 決定方法： 参加実績をもって決定とする。

16. キャリア教育事業助成金

(1) 概 要

「国際的教養と視野を持つ優れた人材の育成と地域社会への貢献」を目指し、愛知大学が就職支援プログラムに基づき実施する人材育成事業等に助成する。

(2) 助成金額： 予算の範囲内

(3) 申請時期： 第Ⅰ期
第Ⅱ期

(4) 申請書類： キャリア活動助成申請書
事業計画書および予算書
その他必要な書類

(5) 決定方法

キャリア支援課及び学生課等から申請された書類をもとに、財団の選考委員会で審査を行い決定する。

17. 海外研究実習・ボランティア活動等(特別枠)助成金

【新設目的】

近年、ゼミ活動における海外研究実習が増加傾向にあり、また、国内外問わず、ボランティア活動への積極的な参画も増加している。学生のこうした活動は、今後の成長に非常に有用なことであり、財団が支援する意義は大きいため、特定資産(学生支援充実資金)として積立て(2019年度～2023年度予定)を行い、学生支援の充実を図る。

(1)概要

特定資産(学生支援充実資金)を活用して、学生がゼミ活動等、特に自主性・主体性をもって海外研究実習やボランティア活動(国内含む)等に積極的に参画する場合に助成する。(年間200万円程度(約100名対象)を目途に特別枠)

(2)助成金額：20,000円/人(経費が20,000円以下の場合は実費とする)

(3)申請時期：第Ⅰ期・第Ⅱ期

(4)出願資格：愛知大学の学生

(5)必要書類

- ① 計画書：当該活動を計画しあるいは推進する者が、事前かつ募集期間内に計画書を財団に提出すること。
- ② 海外研究実習・ボランティア等助成金申請書：活動に参加する学生が提出すること。
- ③ 結果報告書：当該活動を計画しあるいは推進する者は、事業実施後に、結果報告書を提出し、計画通り実施されたこと及び参加した者を明らかにすること。

(6)決定方法

実施前に時期や活動内容、訪問場所、および参加予定人数等がわかる計画書を、計画を立てた者又は推進する者が財団に提出する。

財団は、提出された計画書をもとに選考委員会にて審査を行い、同委員会で計画が適当と認められる場合、学生は海外研究実習・ボランティア活動等助成金申請書を提出する。

活動終了後、結果報告書と学生の参加実績(計画が予定通り実施されたこと及び本人がそれに参加したことがわかる書類)の提出をもって決定とする。

助成事業に対する Q&A

Q1. 財団から助成を受けている事業であることの表記は、どのようにすればいいですか。

A1. 「助成」、「後援」もしくは「協賛」をご使用ください。英語表記は「Support by」等です。財団名は「公益財団法人愛知大学教育研究支援財団」、英語表記は「Aichi University Education Research Support Foundation」です。

なお、「共催」とはなりませんのでご注意ください。財団のロゴマークを指定しておりますので、できる限りご使用ください。

Q2. 外国に開設の銀行口座への振り込みは可能ですか。

A2. 日本国内の全銀協加盟の銀行・信用金庫の口座に限ります。

Q3. 助成金は、採択事業を行うのであれば自由に使用できますか。

A3. 交付された助成金は、募集要項や細則に予め定められた範囲内で、申請した事業趣旨に反しない限り、有効な活用を基本に置き、弾力的な使用を認めます。ただ、成果報告に記載いただく使途内容は情報公開しますので、社会的理解が得られるような使い方をお願いします。

Q4. 助成金は、飲食等に使用できますか。

A4. 事業執行上必要な場合であって、社会通念上疑義が生じない程度のものとし、対外的に説明できるものであれば認められます。但し、会議等で提供するお茶や菓子等であっても親睦等を目的としたものについては使用できません。

Q5. 概算払いは可能ですか。その際の手続きはどのようにすれば良いでしょうか。

A5. 助成金を受けないと事業実施に支障をきたすような場合は、事前に財団までご相談ください。必要性が認められれば概算払いも可能です。事業実施後の成果報告時に清算し、残額(不用額)を生じた場合は財団に返納してください。なお、追加の助成はできませんので、ご注意ください。

Q6. 申請時と開催日等が変更になった場合でも、変更承認申請は必要でしょうか。

A6. 基本的な事業計画に大きな変更がない限り、変更承認申請は不要です。大きな変更とは、実施に当たって申請事業の主旨が全くあるいは相当程度変更される場合などが考えられます。大きな変更等が生じた場合には、別途変更承認申請書を提出してください。

Q7. 助成金は、大学に寄附金として納入する必要がありますか。

A7. 大学の運営費や研究費等と併せて使用される助成事業等の場合は、採択者が財団から受けた助成金を大学の口座に寄附金として納入する等の処理が行われることが想定されます。そうした場合は、大学の事務局にご相談ください。基本的に財団は独立しておりますので、採択者と大学との関係については、財団は関与しないこととしております。詳細は、財務課まで確認してください。

大学の運営費や研究費等と合わせて使用されない助成については、採択者それぞれにおける処理手続きとなります。

Q8. 成果報告に際し、助成金使用の領収書は必要ですか。

A8. やむを得ず領収書を徴することができない場合を除き、領収書を添付してください。大学の事業として執行された場合は、原本を大学側に提出し、財団には写しを提出してください。